

とりたんファミリー支援 募集要項

2親等内の親族（兄弟姉妹・父母・祖父母・子・孫）および配偶者が鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に同時に入学もしくは出願時に在籍する場合、経済的負担を軽減するために、入学金（24万円）を免除する制度です。

出願時に、2親等内の親族および配偶者が鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に在籍しているすべての入学予定者に対して、入学金を免除します。

また、2親等内の親族が2人以上で鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に同時に入学する場合は、2人目以降の入学金を免除します。

1. 申請資格

すべての選抜において[専願]の受験者で、次のいずれかに該当する人です。入学辞退はできません。

- (1) 出願時に 2親等内の親族（兄弟姉妹・父母・祖父母・子・孫）および配偶者が鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に在籍する場合
- (2) 2親等内の親族（兄弟姉妹・父母・祖父母・子・孫）および配偶者が2人以上で鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に同時に入学する場合

2. 入学金免除金額

入学手続きに必要な入学金（24万円）を免除します。

※2親等内の親族（兄弟姉妹・父母・祖父母・子・孫）および配偶者が2人以上で鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学 大学院に同時に入学する場合は、2人目以降の入学金を免除します。

3. 提出書類

○とりたんファミリー支援 願書

※必要事項を漏れなく記入の上、入学願書一式に同封して提出してください。

4. 提出締切日

各選抜区分の願書受付期間内 必着

※ 提出締切日以降の申請については、受付できません。